

電気設備工事積算要領

令和 8 年 7 月

横浜市建築局公共建築部

目 次

第 1 共通事項

1	目的	1
2	工事費の種別及び区分	1
3	工事費の構成	1
	表－1 共通仮設費	2
	表－1－1 電気設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容	3
	表－2 現場管理費	3
	表－3 一般管理費	4
4	消費税等	5
5	設計変更における工事費	5
6	工事の種別	5
7	改修工事の取扱い	5
8	工事量が僅少等の取扱い	8
9	時間外、深夜及び休日の労務についての労務単価	8
10	積算のための参考出版物	9

第 2 単価等

1	単価	11
	表－4 専門工事業者等の諸経費	
2	歩掛り	12
3	複合単価の選択	13
4	資材単価	13
5	運搬費及び搬入費等	13
6	試験調整費等	14
7	立会検査費	14
8	材料支給の取扱い	14
9	公共料金等の取扱い	14
10	撤去及び処分	14
11	単価及び価格に関する数値の取扱い	15
12	電気設備工事【新営工事】 歩掛りに関する補足説明	17
13	電気設備工事【改修工事】 歩掛りに関する補足説明	19
14	見積りの徴収	21
15	単価の別途設定	22
	(様式 1) 見積依頼書	23
	(様式 2) 工事積算に関わる見積徴収について	24
	(様式 3) 見積依頼先リスト	25

第 3	共通費	
1	一般事項	26
2	設計変更における共通費の算定	28
3	共通仮設費の算定	28
4	現場管理費の算定	31
5	一般管理費等の算定	32
	表 一般管理費等率補正係数	32
	表 契約保証費率	33
	別表 1 共通仮設費率	34
	別表 2 現場管理費率	35
	別表 3 一般管理費等率	36
第 4	工事の一時中止	
1	工事の一時中止に伴う増加費用	37
第 5	別途算定資料等	
1	電気設備工事の単価の算出	37
2	専門工事業者等の諸経費の率	37
	表一 5 専門工事業者等の諸経費の率	38
第 6	昇降機設備工事	
1	新営工事	39
2	改修工事	39
3	撤去工事	39
第 7	公共建築設備数量積算基準（令和 8 年改定）について	39

第1 共通事項

1 目的

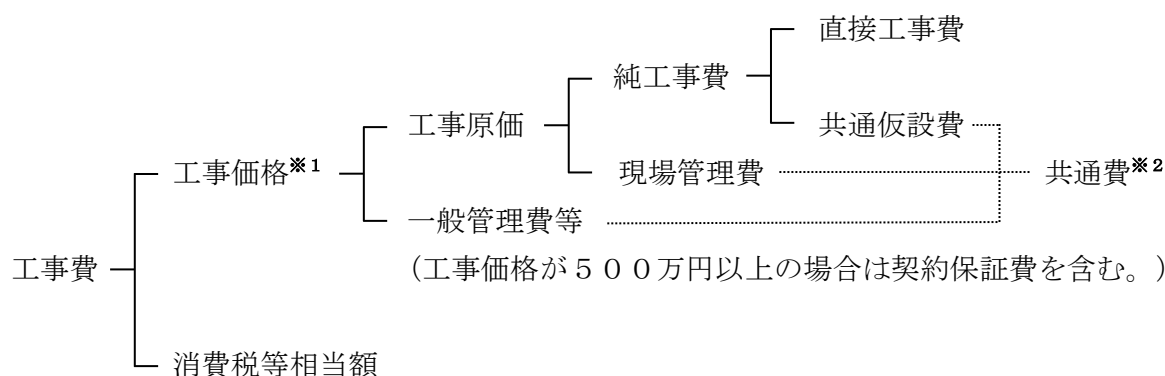
この積算要領は、横浜市建築局の発注する電気設備工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって適正な工事費の積算に資することを目的とする。

2 工事費の種別及び区分

工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

3 工事費の構成

(1) 構成



※1 工事価格＝直接工事費＋共通費

※2 共通費＝共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等

(2) 直接工事費

工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含め、工事種目ごとに区分して積算する。

ア 算定の方法

算定の方法は、次の(ア)から(ウ)による。

(ア) 材料価格及び機器類価格に個別の数量を乗じて算定する。

(イ) 単位施工あたりに必要な材料費、労務費及び機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

(ウ) (ア)又は(イ)によりがたい場合は、施工に必要となるすべての費用を「一式」として算定する。

イ 単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」による。

ウ 数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」による。

(3) 共通費の算定

共通費は、次の各項について算定するものとし、各項ごとに一式として計上する。ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電気、水道等の各種負担金は含まないものとする。

ア 共通仮設費（表－１参照）

各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。共通仮設費率に含まれる内容は、表－１－１によるものとする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。

- ・現場環境改善費
- ・工事場所以外の屋外整理清掃費
- ・新たな施策等の試行による特別な費用

イ 現場管理費（表－２参照）

工事施工に当たり、工事を管理するために必要な経費で、共通仮設費以外の経費とする。

ウ 一般管理費等（表－３参照）

工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等※^１からなる。

※１ 法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く。）

株主配当金

役員賞与（損金算入分を除く。）

内部留保金

支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

表－１ 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、安全用品等（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、ＢＩＭ、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－１－１ 電気設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置安全用品等（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－２ 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）、現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・ 現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・ 現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額
建設業退職金共済	建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
契約に係る掛金	
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する

事務用品費	費用 事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－３ 一般管理費

項 目	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及びその他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 消費税等

(1) 消費税等相当額

消費税等相当額を含まない価格で積算した工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じたものを消費税等相当額とする。（端数処理はしない。）

(2) 積算に使用する資材単価

積算に使用する資材単価は、消費税等相当額抜きの単価とする。市場価格、見積価格等に消費税等相当額が含まれているときは、 $100 / (100 + \text{消費税率}\%)$ を当該単価に乗じて、消費税等相当額抜きの単価にする。

(3) その他

「建設機械等損料表」（日本建設機械化協会）に掲げる損料は、消費税等相当額を含まない損料として扱う。

5 設計変更における工事費

設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に関わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

6 工事の種別

(1) 一般工事

通常の建築本体工事であり、この内の電気設備工事を指す。

(2) 下請け工事

電気設備工事が小規模の場合、電気設備工事を建築工事や機械設備工事に含めることができる。逆に小規模な建築工事や機械設備工事を電気設備工事に含めることもできる。このような工事を下請け工事と呼ぶ。

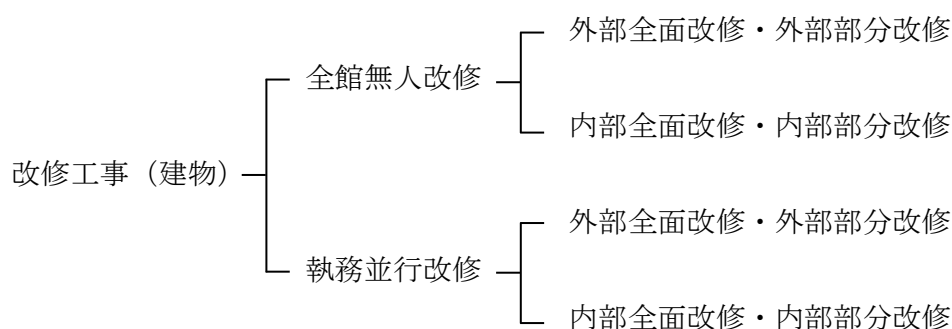
7 改修工事の取扱い

(1) 改修工事の分類（執務者の有無による。）

改修工事は、建築物等の模様替え及び修繕をいい、執務状態、部位及び方法等により、分類できる。

なお、新営工事とは建築物等の新築、改築及び増築工事をいう。

ア 執務状態、部位、方法等による改修工事の分類



イ 執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。

(ア) 全館無人改修

仮庁舎等が準備されているなど、改修する建物全館無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

(イ) 執務並行改修

建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事（1フロアごとに無人状態で施工が可能な改修工事の場合であっても、上下階で施工の影響がある。）も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

ウ 部位及び方法の区分

改修工事は、執務状態の区分による二つの区分を次のとおりにさらに細かく区分することができる。

(ア) 外部全面改修

建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。

(イ) 外部部分改修

建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。

(ウ) 内部全面改修

建物の内部全面を改修する場合をいう。

(エ) 内部部分改修

部分単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。

間仕切り等の撤去及び新設又は設備改修等による取り合いの周辺部分の改修をいう。

エ 分類上の留意事項

建物内の一部でも執務者が利用している状態で行う改修は執務並行改修として扱う。ただし、利用部分の割合が極めて小さく、改修工事による影響も受けない場合は全館無人改修とする。また、同一工事で複数棟の改修を行う場合は、棟ごとに分類し積算する。

オ 改修工事の積算に用いる単価の種類

(ア) 標準単価（基準単価）

単価基準及び標準歩掛りによる複合単価、市場単価、市場単価を補正して算出する単価（以下「補正市場単価」という。）、単位施工単価、単位施工単価を補正して算出する単価（以下、「補正単位施工単価」という）のほか、参考歩掛りによる複合単価

(イ) 改修割増単価（基準補正単価）

建物に執務者がいる状態で行う改修工事（執務並行改修）の積算に用いる単価

- a 電気設備工事においては、標準歩掛りによる複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価は労務の単位施工あたりに必要とされる数量（以下「所要量」という。）の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価の補正率は「公共建築工事積算基準等資料令和8年改定」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（以下「基準等資料」という。）表E-1を標準とする。

- b 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。

カ 改修工事における労務の所要量の割増し、単価の補正

全館無人改修の場合は標準単価とし、執務並行改修の場合は標準単価又は改修割増単価を適用する。なお、執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分は次表による。

執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工 種	執 務 並 行 改 修	備 考
		凡 例 －：標準単価 ○：改修割増単価
配管工事	○	
配線工事	○	
接地工事(屋内)	○	
接地工事(屋外)	－	
塗装工事	○	
機器搬入	○	
電灯設備	○	
動力設備	○	
雷保護設備	○	
受変電設備	○	
電力貯蔵設備	○	
架空線路	－	
地中線路	－	
構内交換設備	○	
情報表示・拡声設備	○	
誘導支援設備	○	
テレビ共同受信設備	○	
監視カメラ設備	○	
火災報知設備	○	
撤去（再使用する）	－	
撤去（再使用しない）	－	
再取付け	○	
機器搬出	○	
はつり工事	○	

注) 屋外、共同溝等においては原則として改修割増単価を適用しない。

キ 改修工事の積算に当たっての留意事項

改修工事の積算に当たっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は次のとおり。

- (ア) 荷揚げ用重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。
- (イ) 荷揚げ用重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を状況に応じて適切に計上する。
- (ウ) 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。
- (エ) 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合又は運搬車の規格が通常とは異なる等の場合は、現場状況に応じて適切に計上する。

8 工事が僅少等の取扱い

工事が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務及び機器損料等の費用を実情に応じて算定する。

9 時間外、深夜及び休日の労務についての労務単価

- (1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内 8 時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。
- (2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を次式により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

労務費（総額）＝労務単価＋労務単価×K×割増しすべき時間数

ただし、K（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×1／8×割増係数とする。

なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「労務単価」の「割増対象賃金比及び 1 時間当り割増賃金係数」による。

例）割増賃金の計上が必要な場合の労務費（割増賃金を含む総額）の計算

ア 時間外

- (ア) 所定労働時間の 8 時間に加え、2 時間の時間外労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数 1.25 の場合の値）×2 時間

- (イ) 所定労働時間の 8 時間に加えて 4 時間の時間外労働を行い、うち 2 時間が深夜の時間帯の場合

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数 1.25 の場合の値）×4 時間
 ＋単価×K（割増係数 0.25 の場合の値）×2 時間

イ 深夜

所定労働時間 8 時間の労働を行い、うち 3 時間が深夜の時間帯の場合

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数 0.25 の場合の値）×3 時間

- (3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。（労働基準法 第35条）

労務費（総額）＝労務単価×K×割増すべき時間数

なお、K（割増賃金係数）の取扱いは(2)による。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

10 積算のための参考出版物

- (1) 「公共建築工事積算基準」
【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
【編集】 【発行】（一財）建築コスト管理システム研究所
【発売】（株）大成出版社
- (2) 「公共建築工事積算基準の解説〔設備工事編〕」
【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
【編集】 【発行】（一財）建築コスト管理システム研究所
【発売】（株）大成出版社
- (3) 「公共建築工事内訳書標準書式〔設備工事編〕・同解説」
【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
【編集】 【発行】（一財）建築コスト管理システム研究所
【発売】（株）大成出版社
- (4) 「建築工事見積標準書式集〔設備工事編〕」
【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
【編集】 【発行】（一財）建築コスト管理システム研究所
【発売】（株）大成出版社
- (5) 「建築設備計画基準」
【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
【編集】（一社）公共建築協会
【発行】（一財）全国建設研修センター
- (6) 「建築設備工事の積算」
【編集】経済調査会積算研究会
【発行】（一財）経済調査会
- (7) 電気設備工事積算実務マニュアル
【発行】（株）全日出版社
- (8) 公共建築設備改修工事の積算マニュアル
【編集】 【発行】（一財）建築コスト管理システム研究所
【発売】（株）大成出版社

- (9) 「建築コスト情報」
【発行】(一財)建設物価調査会
- (10) 「建築施工単価」
【発行】(一財)経済調査会
- (11) 「建設物価」
【発行】(一財)建設物価調査会
- (12) 「積算資料」
【発行】(一財)経済調査会
- (13) 「土木工事標準積算基準書（電気通信編）」
【監修】国土交通省大臣官房技術調査課
【発行】(一財)建設物価調査会
- (14) 「公共住宅電気設備工事積算基準」
【編集】公共住宅事業者等連絡協議会

第2 単価等

1 単価

単価は原則として営繕積算システム（以下「R I B C 2」という。）で供給される標準単価（複合単価、市場単価、単位施工単価及び合成単価）及び改修割増単価（割増複合単価、割増市場単価、割増単位施工単価及び合成単価）を用いる。

(1) 材料価格等

材料価格等は、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

(2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具、専門工事業者等の諸経費等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。

ア 材料単価

単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。

イ 労務単価

労務単価は、公共事業労務費調査に基づく、横浜市道路・交通政策局のホームページに掲載されている「公共工事設計労務単価表」による。ただし、基準作業時間外の作業特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。割増等は 第19 を参照すること。

ウ 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

エ 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

オ 専門工事業者等の諸経費

専門工事業者等の諸経費は、専門工事業者等の現場管理費及び一般管理費等であり、表4による。

専門工事業者等の諸経費は、材料、労務、機械器具の各要素に対して率を乗じ、その合計により算定する。

(2) 市場単価

建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。

市場単価は、元請業者と下請の専門業者間の取引についての調査結果に基づく、単位施工当たりの価格であり、材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成される。物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市でなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を包括する代表都市の単価を準用することができる。

(3) 単位施工単価

単位施工単価のうち、シフト単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト

情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。

細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価（以下、「ベース単価」という）は複合単価の算定方法により算定する。

それ以外の規格・仕様の単位施工単価（以下、「シフト単価」という）はベース単価との乖離を、元請業者と下請の専門工事業者の取引の調査結果に基づき、次に示すとおり調整して算定する。

$$\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$$

ベース単価は工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定することを基本とする。シフト単価は物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市でなく、他に適切な単価が無い場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用して調整することにより、その単価を算定する。

(4) 上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、専門工事業者等の諸経費を考慮のうえ、物価資料の掲載価格又は、製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考として定める。

表－４ 専門工事業者等の諸経費

現場管理費	工事施工に当たり現場で必要とする費用及び現場労働者に係る費用であり、その内容は以下のとおりとする。 労務管理費（安全、衛生に要する費用を含む）、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費（法定の雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額）、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、小器材の損耗費その他の現場管理に要する費用
一般管理費等	本店及び支店の従業員に係る費用並びに会社の継続運営に必要な費用であり、その内容は以下のとおりとする。 役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益

２ 歩掛り

複合単価、単位施工単価の算定に用いる歩掛りの構成については次による。

複合単価については、「公共建築工事標準単価積算基準」第２編～第４編に定める歩掛りを標準とする（以下「標準歩掛り」という。）。また、横浜市建築局独自の歩掛りによるものがある。

(1) 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。

(2) 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

(3) 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

(4) 専門工事業者等の諸経費

専門工事業者等の諸経費の率は、表－５によることを基本とする。

3 複合単価の選択

R I B C 2 の複合単価は、国土交通省が定めた標準歩掛りによるものと、横浜市建築局独自の歩掛りによるものがある。両者に類似の複合単価がある場合は、できるだけ国土交通省が定めた標準歩掛りによる複合単価を採用する。いくつかの複合単価を合成して作成される単価は「合成単価」という。

単価の算定に用いる国土交通省が定めた歩掛りは、「公共建築工事単価積算基準」第 1 編 3 で規定される標準歩掛りのほかに「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」による。また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」並びに市場単価及び単位施工単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料」を参考とする。

4 資材単価

R I B C 2 に単価がない場合は次による。（優先順）

- (1) 同種の資材単価が他工事で確認され、変動がないと認められる場合の単価（工事担当課で定める単価）
- (2) 積算時における最新の建設物価及び積算資料の平均値を採用する。
- (3) 原則として複数社のカタログより単価を決める。
- (4) 特別注文品は、見積りより単価を決める。

5 運搬費及び搬入費等

- (1) 一般材料及び機器類の運搬費は価格の中に含まれるが、仮設材料機械器具については、必要に応じ往復を計上する。その往復に要する費用及び細目を設け、「建設機械等損料算定表」（社団法人 日本建設機械化協会 編集）に準じて計上する。
- (2) 残土運搬処分費等は、「建築工事積算マニュアル」により積算する。
- (3) 重量物又は大容積の機器等を指定階の指定場所まで運び入れ、基礎上に荒組立てする費用については、「機械設備工事積算要領」により積算する。
- (4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定めるものを除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。ただし、設計図書により一般に想定される小運搬以外の指示をした場合は、別途費用を検討する。

6 試験調整費等

所要の設備運転機能を確保するため行う機器調整及び各種検査のため行う試験に直接必要とする費用であり、特別高圧受変電設備工事、発電設備工事、中央監視制御設備工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事及び主要機器の取外し再取付けを行う場合で、施工後に全体的なシステム調整を要するものは、別途総合試験調整費を計上する。また、構内情報配線システムの伝送品質測定は、原則として新築、増築、改築及び改修工事について計上する。それ以外の設備については、それぞれの複合単価に含まれているものとして計上しない。

7 立会検査費

火災報知設備及び非常放送設備に立会検査費を計上する。ただし、次の事項に注意する。

- (1) 工事を数件合併入札又は随意契約する場合は、主工事(設計金額の大きいもの)のみ計上する。
- (2) 同一敷地内で数社に発注する場合は、工事ごとに計上する。
- (3) 建築確認申請完了検査における検査費は別途計上する。
- (4) 追加工事については、完成時期が当初工事と同時期の時は計上せず、時期が異なる時は計上する。
- (5) 防災用連動制御盤は、P型1級受信機に準ずる。
- (6) 完成時の消防署等の立会検査費に要する労務の所要量(電工)は、1工事について、P型1級受信機設置施設では3.12人 P型2級受信機設置施設では2.01人とし、分布型感知器が15個を超える部分については、感知器1個当たり0.1人を加算、スポット型感知器が100個を超える部分については、感知器1個当たり0.027人を加算する。

8 支給材料の取扱い

材料を支給する場合は、当該複合単価の材料費を計上しない。

9 公共料金等の取扱い

以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」を乗じない。

ア 現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合の費用

イ 昇降機の行政手数料

※上記の公共料金等を新たに追加する場合は、これらの費用の共通費は算定せず、工事費に加算する。

10 撤去及び処分

(1) 撤去

次に示す撤去工事は、原則として電気設備工事で撤去費を計上する。

ア 躯体を残す場合

躯体のみを残し内装をすべて取り壊す場合の撤去費は、打ち込み配管を除き配管及び配線を含め原則すべての電気設備について、電気設備工事で撤去費を計上する。

イ 躯体を残さない場合

コンクリート躯体ごと解体する場合は、解体工事に支障がない状態にするために必要なもの(盤類、照明器具、電線及びケーブル等)を撤去し、計上する。ただし、次のものはその都度、

別途撤去費を計上する。

(ア) 既存設備との取り合いで必要なもの（分電盤及び端子盤までの配線の切離し撤去等）

(イ) 有害物質を含むもの等（PCB使用機器：バッテリー、油入変圧器等）

(2) 発生材の処分

ア 発生材の処分については、「横浜市建築局電気設備工事特則仕様書 第3章 5 建設副産物の処理」に基づく処理方法により処分費を計上する。本処分費は、一般管理費等の対象とし、共通仮設費及び現場管理費の対象としない。

イ 有価物（電線及びケーブル等）の処分については、次のように積算する。

発生材に残存価値があり、かつその価値から処分に係わる経費（運搬費、電線被覆の剥ぎ取り経費、被覆材の処分費等）を差し引いても、なお正の価値があると認められる場合は有価物控除を行い、設計書に減額計上する。

(ア) 解体及び改修工事において、1工事当たり解体及び改修部分の延床面積が5,000㎡を超える場合は試算を行う。試算した結果、正の価値が出た場合、設計書に計上する。ただし、工事担当課長が必要と認めた場合は、解体及び改修部分の延床面積によらない。

(イ) 有価物の試算をする対象電線等のサイズは、原則14mm²以上とするが、現場及び躯体の状況に合わせて対象サイズを選定する。

(ウ) 積算は刊行物の単価を使用する。

ウ 蓄電池（鉛及びアルカリ）の撤去工事は、処分費を計上する。

11 単価及び価格に関する数値の取扱い

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは次のとおりとする。また、端数処理を行う場合は、「工事費積算における数値の取扱い例」による。

(1) 物価資料に基づく材料単価及び市場単価、単位施工単価等

積算に用いる基本単価（機器を除く資材単価及び労務単価）は、物価資料に基づく材料価格、材料単価及び仮設材料費とし、市場単価等を採用する場合は、物価資料の平均値を採用する。

(2) 複合単価の作成

ア 見積価格を基本単価として複合単価を作成する場合の端数処理は、次による。

(ア) 基本単価に、損率や歩掛りを乗じて算出する。

(イ) 算出した資材及び労務価格等を合算した後、次表のとおり端数処理をして複合単価とする。

(3) 複合単価作成過程での端数処理

複合単価及び専門工事の端数処理は次表による。ただし、下請となる建築工事、機械設備工事については、当該内訳書の金額の端数処理はしない。

複合単価及び専門工事の端数処理【例】

合算金額	端数処理	端数前	処理後
1 円未満	小数点第 3 位を四捨五入	0.684 0.685	0.68 0.69
1 円以上 100 円未満	1 円未満を四捨五入	98.12 98.50	98 99
100 円以上 1 万円未満	10 円未満を四捨五入	123 9,535	120 9,540
1 万円以上 10 万円未満	100 円未満を四捨五入	23,765	23,800
10 万円以上	有効 3 桁とし 4 桁目を四捨五入とする。	119,320 1,135,260	119,000 1,140,000

(4) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等の採用

採用する価格の端数処理については有効上位 3 桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第 2 位とする。

(5) 標準歩掛り等（市場単価及び単位施工単価の補正含む。）に基づく単価算定

ア 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第 2 位まで算定した単価を代入する。

イ 単価算定時における金額（数量×単価）は、小数点以下第 2 位までとする。

ウ 単価算定に用いる数量に小数点以下第 6 位以降がある場合は、小数点以下第 5 位とする。

エ 市場単価における補正、単位施工単価における調整、補正、改修工事の取扱いにおけるシフト単価の割増しに使用する率は小数点以下第 4 位を四捨五入して小数点以下第 3 位とする。

(6) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

ア 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位 3 桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。

イ 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし、一円未満切捨てとする。

ウ 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

(7) 代価表の端数処理

代価表内訳に用いる複合単価は、端数処理前のものとする。代価表計の端数処理は(3)に準ずる。

(8) 工事価格の端数処理

ア 工事価格は原則として上から 5 桁目を切り捨て、一千万円未満（7 桁以下）は一万円単位となるよう、共通費の一般管理費等で調整する。

なお、消費税等相当額を加算した請負工事費は端数処理をしない。

イ 設計変更後の工事価格の端数処理

設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位 4 桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように調整する。

12 電気設備工事【新営工事】 歩掛りに関する補足説明

(1) 単価及び価格等

ア 配管工事

- (ア) 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、附属品、雑材料、配管等の施工上の迂回等を含む。
- (イ) ボンディングは電力用の場合に計上し、鋼製電線管、金属製位置ボックス（金属管用露出を除く。）及び金属製可とう電線管（接地線を使用しない場合）に適用する。
- (ウ) 耐震支持など特別な支持を行う場合は、支持材を加算する。
- (エ) 1種金属線ぴの附属品及びボックス類は、別途計上する。
- (オ) 金属ダクト及び金属トラフのつり金具等の支持材は、別途計上する。
- (カ) 電力用プルボックスは、プルボックス用接地端子を計上する。
- (キ) 位置ボックスは、代表的なボックスに置換えて計上する。

イ 配線工事

- (ア) 複合単価、市場単価、補正市場単価及び補正単位施工単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、雑材料及び電線等の施工上の迂回等を含む。
- (イ) 金属線ぴに收容する配線工事の所要量は、各細目工種の管内配線を適用する。
- (ウ) 波付硬質合成樹脂管及び線ぴ類については、導入線を計上しない。
- (エ) 長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線を計上する。
- (オ) 600Vポリエチレンケーブルで、デュプレックス形は2C、トリプレックス形は3C、カドラプレックス形は4Cの所要量を適用する。
- (カ) 低圧ケーブルで、合成樹脂モールド工法等の特別な工法を用いる場合は、ケーブル接続材料を別途計上する。
- (キ) 光ファイバケーブル敷設のためのクロージャー及び成端箱の材料費並びに施工費は、別途計上する。
- (ク) 光ファイバケーブル及びLAN用ケーブル（UTP）の端部にコネクタ・プラグユニット等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。
- (ケ) 着色識別ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-FCPEE）1P～3Pの歩掛りは、「公共建築工事単価積算基準」表E1-1-14の2C～6Cの所要量を準用する。
- (コ) 同軸ケーブルの端部にF型接栓等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。
- (サ) ライティングダクトの支持材料及び附属品は、別途計上する。

ウ 接地工事

電柱及び屋外灯の場合並びにマンホール及びハンドホールの接地極は、「公共建築工事単価積算基準」第3編第1章第2節 表E1-2-42接地抵抗測定を計上し、接地極埋設標は計上しない。

エ 塗装工事

外灯用ポール等を現地塗装する場合は、特記のある場合のみ計上する。

オ 機器搬入

- (ア) 搬入機器の質量及び容積は、原則として図面特記又は機器見積りを参考として算定する。
- (イ) 分割搬入する機器は、分割時の各部材を単体機器とし、質量及び容積を算定する。

カ 土工事等

根切り及び埋戻しは、施工範囲の状態（規模や狭隘）を考慮して算出する。

キ コンクリート工事

キュービクル等の機器用基礎は、「公共建築工事単価積算基準」第4編第1章第1節による。

ク 現場打ちマンホール及びハンドホール等

現場打ちマンホール及びハンドホール等の合成単価の作成については、土工事は、「公共建築工事単価積算基準」第4編第1章第7節 表M1-1-70、土工機械運転は、第4編第1章第1節の表M1-1-72、ハンドホール等は、第4編第1章第4節 枅類により算出する。

ケ 電灯設備工事

- (ア) 防爆器具及びクリーンルーム用器具は、労務の所要量の割増しを考慮する。
- (イ) 分電盤等の予備回路及び予備スペースに対する労務の所要量は、当該労務の所要量の50%とする。

コ 動力設備工事

(ア) 電動機その他結線費

電極結線において、電極本体の取付けのみは、電工0.5（人）とする。

電極本体の取付け（結線含む） 電工0.7人－ 電工電極結線0.2人＝電工0.5（人）

(イ) 動力制御盤

- a 開閉器の定格電流の選定は、トリップ値と同等又は直近上位の値を採用する。ただし、ノントリップ型開閉器はフレーム値を適用する。
- b 負荷が接続されない回路（警報用・操作用含む。）に対する労務の所要量は、当該労務の所要量の50%とする。

サ 受変電設備

- (ア) スコット変圧器は、三相変圧器の労務の所要量を適用する。

- (イ) 前面保守形配電盤（薄形）は、「公共建築工事単価積算基準」第3編第1章第2節 表E1-2-22の労務の所要量を補正して適用する。

なお、受配電盤及びコンデンサ盤は、普通作業員の70%、低圧盤及び変圧器盤は電工及び普通作業員の50%を労務の所要量とする。

- (ウ) 油入変圧器500kVA以上、モールド変圧器150kVA以上の場合は、ダイヤル温度計を加算する。また、必要に応じて移動車輪及び防振ゴムを加算する。高圧コンデンサの労務の所要量は、放電コイルが附属している場合も適用する。
- (エ) 高圧機器は1個の労務の所要量を示すため、計器用変流器（CT）など2個1組の場合は歩掛りを2倍する。

(オ) 地中線路

掘削、埋戻し及び埋設シートは別途計上する。

シ 通信・情報設備工事

(ア) 構内交換設備

集合保安器箱に保安器本体を取付ける場合は、別途計上する。

(イ) 情報表示・拡声設備

アナログ子時計及びデジタル子時計が天井つり下げ形又はブラケット形の場合は、壁掛形の労務の所要量を適用する。

(ウ) 誘導支援設備

トイレ呼出表示器及びトイレ呼出ボタンは、「公共建築工事単価積算基準」第3編第1章第3節 表E1-3-7を適用する。

ス 火災報知設備

防火シャッター、防煙ダンパー、防煙たれ壁、排煙口等への接続は、結線費を計上する。

セ テレビ電波障害防除設備

対象戸数及び地域の電波状況に応じた方式であることを確認し、施工条件を明示した見積書の価格を参考に、機器・材料単価、据付費、試験調整費等の工事費を算定する。

なお、工事期間中に仮設アンテナを使用する方式にあつては、別途計上する。

13 電気設備工事【改修工事】 歩掛りに関する補足説明

(1) 共通事項

ア 単価の適用

外構関連（接地工事（屋外）、架空線路及び地中線路）及び撤去に関しては、改修工事の分類に関係なく原則として割増しを行わない。

イ 仮設

高所作業の足場、仮設間仕切り、養生及び清掃が図面特記されている場合は、その費用を計上する。

ウ 調査

非破壊検査、絶縁油分析調査、既設配管・配線等の敷設状況の現況調査が図面特記されている場合は、その費用を計上する。

エ 配線工事

配線引抜き後、空配管となった場合は、図面特記により導入線を計上する。

オ 結線

(ア) 分電盤及び制御盤等の既存ブレーカに電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。なお、結線費は単価基準の労務の所要量の50%とする。

(イ) 通信機器等の既存端子に電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。

(ウ) スイッチ等の既存機器に光ファイバーケーブル及びLAN用ケーブル（UTP）を接続する場合は、コネクタ・プラグユニット等を計上する。

(エ) 分配器等の既存機器に同軸ケーブルを接続する場合は、F型接栓を計上する。

カ 取外し再取付け

(ア) 取外し再取付けの労務の所要量は、取外し品を破損することなく再使用できる状態を保って丁寧に取外すものであり、取外し品の簡単な清掃も含まれている。

(イ) 主要機器の取外し再取付けを行う際に、全体的なシステム調整を要する場合は、総合試験調整費を別途計上する。

(2) 仮設備

ア 停電、設備システムの機能停止等が困難な場合に、既存の設備機能等を維持させるための設備が必要な場合は、図面特記により仮設備を計上する。

イ 仮設備に使用する仮設材費の単価については、「公共建築工事標準単価積算基準」第1編2 単価及び価格の算定（2）複合単価 二．仮設材費」に『仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は 材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。』と規定されており、原則

として損料率を算出して 仮設材費を適切に算定し、労務費を計上する。

ウ 短期間（3 か月程度）で同一業者が撤去する場合には、新品の材料で施工するとは限らないため、配管、ボックス類及び幹線ケーブル等の複合単価並びに市場単価及び補正市場単価を70%※に低減して適用することができる。ただし、転用する事が困難な分岐電線、ケーブル及び合成樹脂管等の材料については、全損扱いとし、計上することができる。

※ 【公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 第1編 第2章 第14節 仮設備工事 2.14.2仮設備に使用する器材等】で、「電線、配管等の材料は、使用上差支えのない程度の電氣的性能、機械的強度を有するものとする。」と規定されており、新品ではなくても良いとされている。よって、材料に対して損耗、転用回数等を考慮した低減を行い、労務（労務は、図面特記がないかぎり低減等は行わない。）を加算した単価を採用することとした。また、複合単価、市場単価及び補正市場単価にこの率を乗じて算出することで、積算の省力化を目的にしている。

エ 原則として見積等による賃借料をもって仮設材費とするものは次による。

- (ア) 変圧器類
- (イ) 発電機類
- (ウ) 配電盤類
- (エ) 通信・情報機器類
- (オ) その他の仮設備機器

オ 仮設備を運転するに当たって、燃料が必要な場合は別途計上する。

(3) 単価、価格等

電灯設備

照明器具の一時的な取外し再取付または照明器具の改修工事において、既設位置への取付時の墨出しの軽減、既存つりボルトの活用が可能な場合は、雑材料及び労務の所要量を実情に応じて低減することができる。

(4) 発生材処理

発生材処分品は引渡しを要するもの以外とし、再生資源化を図るものとそれ以外で分類し計上する。（有価物処分は10（2）イによる。）

(5) 機器搬出

ア 分割搬出する機器は、分割時の各部材を単体の機器とし、質量及び容積を算定する。

イ 大型機器の撤去において一体で搬出できない場合は、分割するための切断費又は分解費を計上する。

(6) はつり工事

単価基準のはつり工の労務の所要量は、コンクリート壁貫通口、コンクリート壁貫通面積及び溝はつりの巾×深の各項目の直近上位の値を採用する。

14 見積りの徴収

(1) 一般事項

ア 見積依頼に際しては、仕様書、内訳書、見積条件、図面等必要事項を明記又は添付し、解釈に相違が生じることなく、見積内容が正確に相手方に伝わるようにする。仕様書、内訳書に関しては、「公共建築工事見積標準書式〔設備工事編〕（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を参照し、法定福利費の記載に留意する。

イ 見積に当たっては、できるだけ詳細な内訳書の提出を求める。

ウ 標準歩掛りで据付費を算定できない場合も、見積によることができる。その時、試験調整費用等が据付費に含むか否かを明記して見積依頼する。

エ 見積りの比較において、大幅な差がある場合（「最低価格」と「最低価格の次に低い見積価格」が30%以上離れた場合）は、当該差が発生した理由等を最低価格の見積りを提出した見積業者にヒアリングし、その妥当性を確認するとともに、必要に応じて、再度見積もりを徴収する。

ただし、対象となる見積金額の全体工事費に対する割合が小さい場合など、積算上、影響が少ないと設計担当課長が認めた場合はこの限りではない。

オ メーカー発注工事の見積は、据付費及び経費の有無を確認する。また、据付費に試験調整費用が含まれているかを確認する。

(2) 依頼業者の選定方法

ア 機器価格の見積りは、直接メーカー又はその代理業者を選定する。

イ 既設機器のオーバーホール等に関わる場合は、既設機器の製造及び販売業者を選定する。

ウ メーカー発注工事の工事価格見積は、メーカー又はその代理業者を選定する。

エ 選定に当たっては、見積の種類、内容、対象項目における業者の技術水準、過去の実績、発注形態、工事規模及び製品の流通経路等を考慮する。

(3) 見積依頼

ア 依頼の方法

「見積依頼書」、「工事積算に関わる見積徴収について」及び「見積依頼先リスト」を作成し、課長決裁を受けた後、見積を依頼する。依頼業者が見積内容を的確に理解するための必要な資料（仕様書及び図面等）を添付して、各業者に対して公平に依頼する。

イ 見積期間

見積期間は、見積内容及び見積条件を十分理解し、見積を行うのに必要な期間を設けなければならない。

(4) 依頼の内容

見積りを依頼する内容は、次のとおりとする。

ア 範囲、期間

イ 性能、品質、材料、形状、寸法等の仕様、数量

ウ 特注事項

エ 納入場所、引渡し条件

オ 経費の有無

カ 支給品の品名及び数量、引渡し条件

キ 主要付属品の内容

ク 運搬方法、荷姿

- ケ 保証期間、保証条件
- コ 見積有効期間、提出書類及び部数
- サ 使用条件（目的、場所、環境等 特殊な条件で使用する場合）
- シ 製作仕様、外形図、結線図等の参考資料

(5) 見積金額の評価

見積金額の価格を決定する際には、次の事項について注意しなければならない。

- ア 機器本体、付属機器、形式及び寸法等について、設計図及び仕様書の内容に適合したものであるかの確認が必要である。
- イ 機器によっては、特注品と市販品の区別を確認しないと、価格差が大きくなってしまうことがあるので、注意する。
- ウ 類似する最近の工事における実績価格と比較し、その後の経済情勢及び取引市場を考慮して価格の妥当性を確認する。

(6) 価格決定の参考とする見積書の留意事項

見積書は紙（ファクシミリを含む）又は電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載（手書きメモ等）する。

なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。（担当者印の代替としての直筆署名は不要）

15 単価の別途設定

R I B C 2 で供給される標準単価及び改修割増単価並びに本積算要領で規定する方法で定めた単価が適当でないと認められる場合については、工事担当課で別途単価を設定することができる。

令和 年 月 日

見 積 依 頼 書

様

横浜市建築局電気設備課長

次のとおり機器、材料等の見積りを依頼します。

見積項目	(例) ○○盤
見積条件	別紙のとおり
見積提出期限	令和 年 月 日まで
見積提出先	電気設備課担当者
工事場所	横浜市内
受渡場所	☐ 現場軒先渡し ☐ 現場据付渡し
その他	・ 見積書の宛先は、建築局長 ・ 消費税、諸経費は含めない ・ 機器単価には、法定福利費（※）を含んだ額であることを明記してください。 ※：法定福利費とは、雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の法定の事業主負担額をいう。 見積書には、現場労働者に関する法定福利費を記載し、現場労働者以外の製品製造工場の労働者等に関する法定福利費は、製品価格等の見積額に含むものとする。

依頼内容について不明な点等がある場合は、次の担当者まで連絡してください。

横浜市建築局電気設備課

担当 ○○ ○○

TEL 045(671) 2975

FAX 045(664) □5244

E-Mail xxxx-xxxxxxxx@city.yokohama.jp

工事積算に関わる見積徴収について

次の工事において見積りが必要なため、別紙見積依頼書により下記業者から見積りを徴収します。

工事名 : (例) … 新築工事 (電気設備工事)

見積内容 : 別紙見積依頼書による

記

見積りを次の業者に依頼します。

1 別紙見積依頼先リストによる

2

3

4

5

課 長

担当係長	担 当

様式 3

見積依頼先リスト [工事]

No	機器材料名	仕 様	数量	依頼先				

第3 共通費

1 一般事項

(1) 共通費算定に関する数値の取扱い

ア 率による算定

「公共建築工事共通費積算基準（国土交通省）」（令和8年改訂）の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。

イ 積み上げによる算定

積み上げによる算定は 第2に準ずる。

ウ 一般管理費等

(ア) 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。

(イ) 設計変更及び随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するに当たり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。

エ 備品及び処分費に対する共通費の取扱い

備品、建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費及び現場管理費を算定しない。

オ リース料等の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料等については、共通仮設費及び現場管理費を算定しない。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率は、リース料を含む直接工事費の合計額及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費の合計額及び工期に対応する現場管理費率とする。

(2) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ次のとおりとする。

(ア) 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。

なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

(イ) 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。

なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

(ウ) 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(エ) (ア)～(ウ)の場合において、新営工事か改修工事かを明確に積算区分できない場合は、工事金額の大きい工事の率を適用する。

イ 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

(3) 電気設備工事、昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ次のとおりとする。

(ア) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

- (イ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

- (ウ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別ごとの工事原価に対する工事の一般管理費等率により算定し、それらの合計による。

イ 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

ウ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

- (4) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ次のとおりとする。

- (ア) 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。

なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

- (イ) 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。

なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

- (ウ) 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

イ 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

- (5) 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。

- (6) とりこわし工事の取扱い

とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書3.3.1に基づき、建築物を解体する工事をいう。建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書3.3.1に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。

- (7) とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定

以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

- ・とりこわし工事
- ・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
- ・造園工事
- ・舗装工事
- ・さく井設備工事、等

- (8) 指定部分及び指定部分工期の取扱い

原則として指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

2 設計変更における共通費の算定

(1) 共通仮設費

共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

(2) 現場管理費

現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。

(4) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。

(5) 契約締結後に積算要領が改定されたとき

改定前の積算要領に基づいて設計変更を行う。ただし、著しい物価変動等があり改定前の積算要領に基づくことが適当でないときは、この限りではない。

3 共通仮設費の算定

(1) 共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。

(2) 共通仮設費の算定方法

共通仮設費の算定は、表－1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。

ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。

ア 共通仮設費率による算定

共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{共通仮設費} = (\text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}) + \text{積み上げによる共通仮設費}$$

共通仮設費率に含まれる内容は、表1－1とし、共通仮設費率は、新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表1－1及び別表1－2、昇降機設備工事については別表1－3とする。なお、率に含まれない内容は必要に応じ別途積み上げにより算定し加算する。

イ 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、その値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。

ウ 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

エ とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

オ リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。

カ 直接工事費が別表（注３）で定める範囲を外れる場合、原則として算定式により算定された率を採用する。

キ 共通仮設費率の留意事項

- (ア) 道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第３９条において、「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。

道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。

- (イ) 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。

- ａ 屋外に存知された資材等の移動、養生に要する費用
- ｂ 外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げに要する費用

- (ウ) 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

- ａ 新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事用）
- ｂ 改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事用）

ク 積み上げによる算定

次の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

- (ア) 準備費

敷地測量、仮設用借地料、既存敷地内の家具、什器、機器等の移動・復旧、道路占用料等に関する費用

- (イ) 仮設建築物

- ａ 宿舍、設計図書による現場環境改善費用
- ｂ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、管理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用
- ｃ 建築工事における、（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

- (ウ) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用

- (エ) 環境安全費

交通誘導・安全管理等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機器警備及び交通誘導警備員に要する費用）、引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間

の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

(オ) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(カ) 屋外整理清掃費

除雪に要する費用

(キ) 機械器具費

a 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及びは、公共建築工事積算基準等資料（令和 8 年改定）（国土交通省）表 2－1～表 2－5 を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

b 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。

(ク) 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用を積上げにより算定して加算する。

発注者指定型の情報共有システムに係る費用は登録料及び基本利用料とし、費用については10,000円/月に利用期間（月数）を乗じて設計時に計上する。

なお、利用期間（月数）は工期（T）の小数点以下を繰り上げて整数とする。

情報共有システムに係る費用 = 10,000円 × 利用期間（月数）

注）受注者希望型情報共有システムに係る費用については、「横浜市建築工事の情報共有システム実施要領」を参照すること。

(ケ) 試験費等

電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。

（積み上げによる試験費の例）

a 石綿粉じん濃度測定

b 分析による石綿含有建材の調査

c P C B 含有調査

d 放射線透過試験

e テレビ電波障害調査（事前・中間・事後）

f 迷走電流測定調査

g 上記に類する各種試験費等

(コ) 石綿含有建材調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する。）

(3) 処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

4 現場管理費の算定

(1) 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

(2) 現場管理費の算定方法

現場管理費の算定は、表－2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。

ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものとする。

ア 現場管理費率による算定

現場管理費は、次式により算出する。

$$\text{現場管理費} = (\text{純工事費} \times \text{現場管理費率}) + \text{積み上げによる現場管理費}$$

現場管理費率に含まれる内容は、表－2とし、現場管理費率は、新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表2－1及び別表2－2、昇降機設備工事については別表2－3とする。設計図書の特記事項以外は表－2の内容すべてが当該現場管理費率に含まれるものとする。

なお、率に含まれない内容は必要に応じ別途積み上げにより算定し加算する。

イ 現場管理費率の算定に用いるT（工期）

(ア) 現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に表示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として現場管理費率を算出する。

(イ) 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ウ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

(エ) リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。

(オ) 純工事費が別表（注3）で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(キ) 現場管理費率の留意事項

a 現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

- ・本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等からの支援を受けた以下の費用が含まれている。

- ・検査、試験の支援に要する費用

- ・施工図作成の支援に要する費用

- ・その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用

- ・各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。

- ・本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用
- ・現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

(3) 積み上げによる算定

次の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(ア) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用(共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等)

(4) 処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(5) 支給材を使用する場合

支給材(入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材)を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

5 一般管理費等の算定

(1) 一般管理費等は表-3の内容と付加利益について、一般管理費等率により算定する。

一般管理費の算定は、表-3の内容と付加利益について、工事原価に対する比率により算定する。

$$\text{一般管理費等} = \text{工事原価} \times \text{一般管理費等率} + \text{積み上げによる一般管理費等}$$

一般管理費等率は、当該工事すべての工事原価の合計額を対象額とし、電気設備工事及び昇降機設備工事については別表3-1とする。なお、建築工事、電気設備工事、機械設備工事のいずれかを同一工事で発注する場合は、それぞれの工事種別ごとの工事原価に対する工事の一般管理費等率により算定し、それらの合計による。

(2) 前払金支出割合が35%以下において一般管理費等を算定する場合は、次表により、前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乘じるものとする。なお、前払い金の支払割合から補正係数を求め一般管理費率に乘じるものであり、支払限度額の割合に対して適用はしない。

なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
0 から 5 以下	1.05
5 を超え 15 以下	1.04
15 を超え 25 以下	1.03
25 を超え 35 以下	1.01

(3) 契約保証費について

契約保証費については、工事原価に次表による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管

理費等に加算する。ただし、設計変更においては補正を行わない。

表 契約保証費率

内 容		(%)
保証の方法１：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約約款第５条を採用する場合)		0.04
保証の方法２：発注者が役務的保証を必要とする場		0.09
保証の方法３：上記以外の場合		補正しない
	注) 契約保証のうち、保証の方法２の具体例は以下のとおり。 ① 予算決算及び会計令第100条の２第１項第１号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合	

(4) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用の取扱い

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積り等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

(5) 積み上げによる算定

次の項目については、一般管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(ア) 電気主任技術者立会費用

停電作業等に伴う電気主任技術者の立会いに要する費用

共通仮設費率

別表 1－1 新営電気設備工事

共通仮設費率 (注 1)	$Kr = \text{Exp} (3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T) \quad (\text{注 2} \cdot 3)$ Kr : 共通仮設費率 (%) (注 4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注 1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注 2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{\quad}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注 3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注 4) Kr の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。	

別表 1－2 改修電気設備工事

共通仮設費率 (注 1)	$Kr = \text{Exp} (1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T) \quad (\text{注 2} \cdot 3)$ Kr : 共通仮設費率 (%) (注 4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注 1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注 2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{\quad}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注 3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注 4) Kr の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。	

別表 1－3 昇降機設備工事

共通仮設費率 (注 1)	$Kr = \text{Exp} (4.577 - 0.323 \times \log_e P) \quad (\text{注 2} \cdot 3)$ Kr : 共通仮設費率 (%) (注 4) P : 直接工事費 (千円)
(注 1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注 2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{\quad}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注 3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $5,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 500,000 \text{ (千円)}$ (注 4) Kr の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。	

現場管理費率

別表 2－1 新営電気設備工事

現場管理費率 (注 1)	$Jo = \text{Exp} (5.961 - 0.387 \times \log_e Np + 0.629 \times \log_e T) \quad (\text{注 2} \cdot 3)$ Jo : 現場管理費率 (%) (注 4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注 1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注 2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{\quad}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注 3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq Np \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注 4) Jo の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。	

別表 2－2 改修電気設備工事

現場管理費率 (注 1)	$Jo = \text{Exp} (6.038 - 0.431 \times \log_e Np + 0.736 \times \log_e T) \quad (\text{注 2} \cdot 3)$ Jo : 現場管理費率 (%) (注 4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注 1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注 2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{\quad}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注 3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq Np \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注 4) Jo の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。	

別表 2－3 昇降機設備工事

現場管理費率 (注 1)	$Jo = \text{Exp} (7.438 - 0.448 \times \log_e Np) \quad (\text{注 2} \cdot 3)$ Jo : 現場管理費率 (%) (注 4) Np : 純工事費 (千円)
(注 1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注 2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{\quad}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注 3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $5,000 \text{ (千円)} \leq Np \leq 500,000 \text{ (千円)}$ (注 4) Jo の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。	

一 般 管 理 費 等 率

別表 3－1 電気設備工事、昇降機設備工事

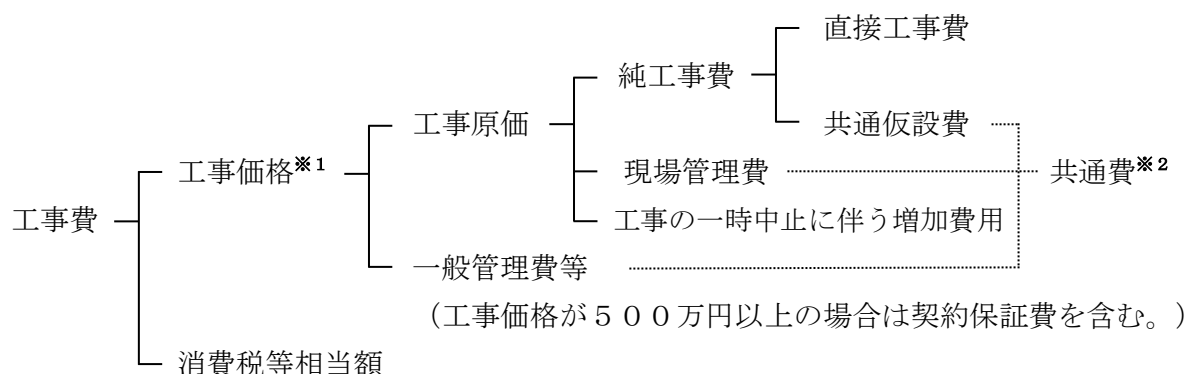
工事原価	3 百万円以下	3 百万円を超え 30 億円以下	30 億円を超える
一般管理費等率	20. 11 %	一般管理費等率算定式により算定された率	9. 34 %
算定式 $G_p = 32.597 - 3.591 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、G_p：一般管理費等率（％） C_p：工事原価（千円） 注 1. G_p の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			

第4 工事の一時中止

1 工事の一時中止に伴う増加費用

- (1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。
- (2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。
- (3) 増加費用の計上箇所

工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等は含めない。



※1 工事価格＝直接工事費＋共通費＋工事の一時中止に伴う増加費用

※2 共通費＝共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等

工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合の運用基準は、「工事の一時中止に係るガイドライン」（横浜市 令和7年3月）による。

第5 別途算定資料等

1 電気設備工事の単価の算出

設計変更時における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。ただし、当初設計の工事費内訳書に対応する種目及び科目がない場合の単価及び価格は、総括監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

2 専門工事業者等の諸経費の率

- (1) 専門工事業者等の諸経費の率は中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。
- (2) 歩掛りによらず計上する労務単価については、原則として、専門工事業者等の諸経費の労務費の率を乗ずる。
- (3) 歩掛りの表中にない材料費、消耗材料費等について、専門工事業者等の諸経費の率の取扱いは、以下による。

ア 専門工事業者等の諸経費の率の対象外とした材料費、消耗材料費等であっても、工事量が少量・僅少の場合や地域の実状等から、専門工事業者等の諸経費を計上することが妥当と判

断できる場合は、専門工事業者等の諸経費の率を乗ずることができる。

表－５ 専門工事業者等の諸経費の率

率を乗ずる歩掛りの対象	率	備 考
労務費（労）※	42～52%	
材料費、消耗材料費等（労以外）※	9～13%	

※標準歩掛り、単位施工単価のベース単価の歩掛りの表中において、（労）、（労以外）の略称により、率を乗ずる歩掛りの区分を示す。標準歩掛り、単位施工単価のベース単価と類似の材料等を用いる場合においては、表中の「率を乗ずる歩掛りの対象」に準じて率を乗ずる。

第6 昇降機設備工事

通常、メーカーに発注するエレベーター設備、エスカレーター設備等の工事をいう。

1 新営工事

(1) 一般事項

昇降機設備工事は、専門工事業者が施工業者となることから、専門工事業者からの見積価格等を参考にする。共通費の算定は、共通費算定表による。

(2) 単価及び価格

ア 昇降機設備工事は、専門工事業者の見積価格等を参考に価格決定する。

なお、決定に際しては、機械室の有無、定員、停止階、昇降速度、身体障害者付加仕様の有無、監視盤の有無等の仕様及び過去の入札状況等を総合的に考慮する。

イ エレベーター設備、小荷物専用昇降機設備及びエスカレーター設備を同一の工事にて発注する場合は、見積価格等による各設備の直接工事費の合計金額を基に、決定する。

2 改修工事

(1) 一般事項

昇降機設備工事の改修工事は、専門工事業者が施工業者となることから、専門工事業者からの見積価格等を参考にする。共通費の算定は、共通費算定表による。

(2) 単価及び価格

ア 昇降機設備工事の改修工事は、専門工事業者の見積価格等を参考に価格決定するが、改修内容によっては他工事、刊行物の単価・価格及び改修内容に対応する専門工事業者の見積価格等を参考にする。

イ エレベーター設備、小荷物専用昇降機設備、エスカレーター設備の改修工事を同一の工事にて発注する場合は、見積価格等による各設備の直接工事費の合計金額を基に、決定する。

3 撤去工事

昇降機設備工事の撤去工事は、専門工事業者が施工業者となることから、専門工事業者からの見積価格等を参考にする。

第7 公共建築設備数量積算基準（令和8年改定）について

詳細は国土交通省：官庁営繕の技術基準、公共建築設備数量積算基準を参照すること。